

## 道が市町村等に負担を求めている公共事業について

H21. 7. 9

## 1. 全体概要（H21当初事業費）

・国の直轄事業	約 4, 690 億円
・道が事業主体の国庫補助事業	約 2, 180 億円
・道の単独事業	約 1, 070 億円

## 2. 市町村等の負担を求めているもの（H21道当初予算）

地方財政法27条等の規定に基づき、下記の事業について、市町村等の受益の限度において、負担を求めている。

(1) 国の直轄事業		[道負担額]	[市町村等負担額]
・空港整備事業	(6市・5地区)	851百万円	397百万円
・国営公園事業	(1市・1地区)	888百万円	502百万円
・国営土地改良事業	(77市町村ほか・89地区)	44,403百万円	15,796百万円
		<b>【市町村等負担額 合計 167億円】</b>	

## (2) 道が事業主体の国庫補助事業

## (ア) 市町村等に直接的受益のある事業

		[道負担額]	[市町村等負担額]
・農業農村整備事業	(126市町村ほか・383地区)	24,819百万円	8,816百万円
・水産基盤整備事業	(33市町村・64地区)	7,864百万円	794百万円
・林道事業	(10市町村・10地区)	230百万円	110百万円

**【市町村等負担額 合計 97億円】**

## (イ) 道が代行的に行っている事業

		[道負担額]	[市町村等負担額]
・JR函館本線連続立体交差事業（江別市内の鉄道高架事業に伴う市道踏切除去）	(1市・1地区)	1,800百万円	384百万円
・流域下水道事業（広域的・効率の整備の観点から代行的に整備）	(17市町村・3地区)	1,052百万円	526百万円
・流域下水道事業〔資本費（過年度の事業に対する道の起債償還費）〕	(17市町村・3地区)	—	7百万円

**【市町村等負担額 合計 9億円】**

## (3) 道の単独事業

## (ア) 市町村等に直接的受益のある事業

		[道負担額]	[市町村等負担額]
・農道整備特別対策事業（国庫補助事業に準じて負担を求めている）	(10市町村・19地区)	1,083百万円	542百万円

## (イ) 道が代行的に行っている事業

		[道負担額]	[市町村等負担額]
・流域下水道事業（国庫補助事業に準じて負担を求めている）	(17市町村・3地区)	33百万円	17百万円

**【市町村等負担額 合計 6億円】**

道負担額の合計	830億円
市町村等負担額の合計	279億円

### 3. 負担の内容について

#### (1) 国の直轄事業

- ・国の事業の負担金を道と市町村とで分担しているものであり、道が国に対し求めている課題と同じ課題を有している。
- ・国に対して、更なる情報開示を求めていく中で、各経費負担も明確になり、対象経費の範囲や負担の考え方など、新たなルールのもとに見直しが可能。

#### (2) 道が事業主体の国庫補助事業

- ・国庫補助事業の要綱で認められている事業費、事務費などについて負担を求めているところであり、人件費、事務費などを含んでいる。

#### (3) 道の単独事業

- ・国庫補助事業に準じて、事務費分の負担を求めている事業がある。

### 4. 市町村等への説明及び協議の状況について

○新たに負担を求める事業については、事前に「道・市長会・町村会連絡調整会議」を通じて協議を行う仕組みとなっている。

○道が事業主体の国庫補助事業と単独事業においては、適宜、協議を行い、事業内容、事業費、負担額等を説明し、市町村等の理解と同意を得て実施。

#### **【担当（連絡先）】**

総合政策部計画推進局参事（社会資本） 佐々木 誠也

TEL ダイアルイン 011-204-5133

内線 23-716

○道が市町村等に負担を求めている公共事業(H21道当初予算計上ベース)

2009/7/9

(1) 国の直轄事業

(単位:百万円)

区分	事業名	主な事業内容	対象市町村数 (地区数)	根拠法令	H21 道負担額 (H21予算)	市町村等 負担額
直	空港整備事業	空港基本施設の新設、改良など	6市 (5地区)	空港法7	851	397
	国営公園事業	都市公園の新設整備、維持管理(札幌市)	1市 (1地区)	都市公園法 12の4	888	502
轄	国営土地改良事業	大規模な農業用排水施設の新築・改修等	77市町村 (89地区)	土地改良法90	44,403	15,796

(2) 道が事業主体の国庫補助事業

(ア) 市町村等に直接的受益のある事業

(単位:百万円)

区分	事業名	主な事業内容	対象市町村数 (地区数)	根拠法令	H21事業費 (H21予算)	道負担額	市町村等 負担額	左記市町村等負担額の内訳									
								事業費分	人件費分	事務費分			旅費	庁費	工事雑費		
										営繕費	給料	職員手当等				共済費	
補助	農業農村整備事業	農業用排水施設、農道、区画整理等	126市町村 (383地区)	土地改良法91 地財法27-1	52,709	24,819	8,816	8,657	5	—	—	—	—	159	—	—	159
	水産基盤整備事業	漁港や漁場の整備	33市町村 (64地区)	地財法27-1	20,663	7,864	794	759	—	20	20	—	—	15	1	4	10
	林道事業	林道の開設・改良	10市町村 (10地区)	地財法27-1	460	230	110	107	—	—	—	—	—	3	—	—	3

(イ) 道が代行的に行っている事業

補助	JR函館本線連続立体交差事業	鉄道高架による踏切除去等(江別市)	1市 (1地区)	地財法27-1	3,600	1,800	384	382	—	1.4	0.6	0.5	0.3	0.8	0.1	0.2	0.5
	流域下水道事業	処理場等の改築更新など	17市町村 (3地区)	下水道法31-2	2,661	1,052	526	505	—	13	7	4	2	8	1	3	4
資本費	流域下水道事業	資本費(過年度の事業に対する道の起債償還費)	17市町村 (3地区)	下水道法31-2	—	—	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 道の単独事業

(ア) 市町村等に直接的受益のある事業

単独	農道整備特別対策事業	農道整備	10市町村 (19地区)	地財法27-1	1,083	1,083	542	542	—	—	—	—	—	—	—	—	—
----	------------	------	-----------------	---------	-------	-------	-----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(イ) 道が代行的に行っている事業

単独	流域下水道事業	認可申請書作成など	17市町村 (3地区)	下水道法31-2	33	33	17	16	—	—	—	—	—	1	—	1	—
----	---------	-----------	----------------	----------	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注1)「人件費分」には、管理監督の職にある者の人件費は含まれていない。

(注2)「職員手当等」は、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外手当、寒冷地手当をいい、退職手当は含まれていない。

■地方財政法(抜粋)

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良（他、略）

(国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定)

第十一条

第十条から第十条の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

(地方公共団体の負担金)

第十七条の二

国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その「地方公共団体の負担金」を国に対して支出するものとする。

- 2 国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
- 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。

(都道府県が行う建設事業に対する市町村の負担)

第二十七条

都道府県が行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

- 2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。
- 3 前項の規定による市町村が負担すべき金額について不服がある市町村は、当該金額の決定があつた日から二十一日以内に、総務大臣に対し、異議を申し出ることができる。

(都道府県が市町村に負担させてはならない経費)

第二十七条の二

都道府県は、国又は都道府県が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防、港湾及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。

※「大規模かつ広域にわたる事業で政令でさだめるもの」

＝一般国道、主要都道府県道の新設・改築、直轄砂防、直轄海岸

■市町村に負担を求める個別法令

- ・空港法
  - ・都市公園法
  - ・土地改良法
  - ・下水道法
- 等

直轄事業と国庫補助事業の対象経費の範囲の比較

	直轄事業の対象範囲とされている経費 (H21.5.22 国交省資料による)	国庫補助事業で認められている経費 (都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等 要領(平成20年7月2日改正時点)による)
工事費 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、附帯工事費、事業委託費、事業車両費</li> <li>○営繕宿舎費(「業務取扱費」に含まれる) <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら直轄事業を実施する現場事務所及び技術事務所(技術調査事務所)の営繕費</li> <li>・宿舎費</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、換地諸費、権利変換諸費、管理処分諸費</li> <li>○営繕費(工事を施行するため必要な現場事務所(土木出張所の庁舎は含まない。)、見張所、倉庫及び仮宿舎(土地区画整理事業、市街地再開発事業及び防災街区整備事業における仮設住宅を含む。)、仮設店舗等の新築(購入を含む。)、改築、移転、修繕及び借上に要する費用ならびにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料)</li> </ul>
業務取扱費 関係  補助事業では 事務費 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費 現場事務所、技術事務所(技術調査事務所)、地方整備局本局、地方航空局本局及び国土技術政策総合研究所において、直轄事業を実施する体制を確保するための人件費</li> <li>・職員基本給</li> <li>・職員諸手当、超過勤務手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当</li> <li>・国家公務員共済組合負担金</li> <li>○旅費 ・職員旅費、日額旅費</li> <li>○庁費等 ・庁費、情報処理業務庁費、諸謝金、車両費、広報費、電子計算機借料、用地処理事務費、用地事務委託費、自動車重量税、国有資産所在市町村交付金</li> <li>○工事雑費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費 補助事業及び間接補助事業に直接従事する定数職員(事業のみを実施する特定機関の管理又は監督の地位にある職員を含み、その他の機関の管理又は監督の地位にある職員を除く。)の給与(退職手当を除く。)並びに補助事業者及び間接補助事業者が負担する共済組合負担金及び社会保険料(本費目から給与が支弁される者に係るものに限る。)</li> <li>・給料(一般職給)</li> <li>・職員手当等(扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、住居手当、児童手当)</li> <li>・共済費(共済組合負担金、社会保険料)</li> <li>○旅費 ・普通旅費、日額旅費</li> <li>○庁費 補助事業及び間接補助事業施行のため必要な本庁の庁費</li> <li>・賃金、報償費、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、市町村交付金</li> <li>○工事雑費 補助事業及び間接補助事業等の施行のため必要な出先の庁費等</li> <li>・報酬、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、市町村交付金</li> </ul>
		※上記について内訳書等提出